

横浜市告示第 342 号

市税に関する申告期限等の指定

横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 18 条第 1 項第 1 号及び第 3 項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長（平成 23 年 3 月横浜市告示第 97 号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、青森県及び茨城県に住所等を有する者に係るものについては、その期限が平成 23 年 3 月 11 日から平成 23 年 7 月 28 日までの間に到来するものについて、平成 23 年 7 月 29 日とする。

平成 23 年 6 月 24 日

横浜市長 林 文 子